

危険物及び少量危険物の範囲と適用法令

ディーゼルエンジンの燃料として石油類を使用(1日)又は貯蔵する場合、その量により危険物又は少量危険物となり、規制する法令が異なります。

- ・**危険物**……使用量又は貯蔵する量が消防法で定める**指定数量以上**のもので、**消防法**の適用を受けます。
- ・**少量危険物**……使用量又は貯蔵する量が消防法で定める**指定数量の1/5以上、指定数量未満**のもので、**火災予防条例**の適用を受けます。

① 指定数量

種別	品名	主な種類	指定数量	少量危険物範囲
第4類	第2石油類	軽油・灯油	1,000L	200L以上1,000L未満
	第3石油類	重油	2,000L	400L以上2,000L未満

② 申請(届出)

- ・**危険物の場合は「危険物貯蔵所設置許可申請書」**を作成して、所轄の消防署へ提出し許可を得た後、工事を着工し完成検査を受けた後に使用することになります。
(※設置する事業所内に危険物取扱の有資格者が必要となります。)
- ・**少量危険物の場合は、「少量危険物貯蔵取扱所設置届出書」**を作成し、設置する10日前までに**所轄の消防署へ届出**しなければなりません。
- ・**非常用発電機を設置する場合は、「電気設備設置届出」**を**所轄の消防署へ届出**が必要となります。